

請求の趣旨目録

第1 第1事件

1(1)ア 被告A 2は、会社原告に対し、被告A 5及び被告A 6と連帯して、5000万円及びこれに対する平成24年1月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被告A 3及び被告A 4は、それぞれ、会社原告に対し、被告A 5及び被告A 6と連帯して、2500万円及びこれに対する平成24年1月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 被告A 5及び被告A 6は、会社原告に対し、連帯して、1億円及びこれに対する被告A 5については平成24年1月28日から、被告A 6については同年2月2日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、5000万円及びこれに対する同年1月28日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A 2と連帯して、2500万円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A 3及び被告A 4とそれぞれ連帯して）を支払え。

(2)ア 被告A 2は、会社原告に対し、被告A 5、被告A 6及び被告A 7と連帯して、1億円及びこれに対する平成24年1月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被告A 3及び被告A 4は、それぞれ、会社原告に対し、被告A 5、被告A 6及び被告A 7と連帯して、5000万円及びこれに対する平成24年1月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 被告A 5、被告A 6及び被告A 7は、会社原告に対し、連帯して、2億円及びこれに対する被告A 5については平成24年1月28日から、被告A 6については同年2月2日から、被告A 7については同年1月30日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、1億円及びこれに対する同月

28日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A2と連帯して、5000万円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A3及び被告A4とそれぞれ連帯して)を支払え。

(3)ア 被告A2は、会社原告に対し、被告A5、被告A6、被告A7及び被告A8と連帯して、1億円及びこれに対する平成24年1月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被告A3及び被告A4は、それぞれ、会社原告に対し、被告A5、被告A6、被告A7及び被告A8と連帯して、5000万円及びこれに対する平成24年1月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 被告A5、被告A6、被告A7及び被告A8は、会社原告に対し、連帯して、2億円及びこれに対する被告A5については平成24年1月28日から、被告A6については同年2月2日から、被告A7については同年1月30日から、被告A8については同月29日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員(ただし、1億円及びこれに対する同月28日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A2と連帯して、5000万円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A3及び被告A4とそれぞれ連帯して)を支払え。

2(1) 被告A2は、会社原告に対し、被告A5及び被告A6と連帯して、2億5000万円及びこれに対する平成24年1月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被告A3及び被告A4は、それぞれ、会社原告に対し、被告A5及び被告A6と連帯して、1億2500万円及びこれに対する平成24年1月28日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 被告A5及び被告A6は、会社原告に対し、連帯して、5億円及びこれに対する被告A5については平成24年1月28日から、被告A6については同年2月2日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員(ただし、2億500

0万円及びこれに対する同年1月28日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A2と連帯して、1億2500万円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A3及び被告A4とそれぞれ連帯して)を支払え。

3 被告A6、被告A7及び被告A8は、会社原告に対し、連帯して、5億円及びこれに対する、被告A6については平成24年2月2日から、被告A7については同年1月30日から、被告A8については同月29日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4(1) 被告A6、被告A7及び被告A8は、会社原告に対し、連帯して、5億円及びこれに対する、被告A6については平成24年2月2日から、被告A7については同年1月30日から、被告A8については同月29日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被告A6、被告A7及び被告A8は、会社原告に対し、連帯して、5億円及びこれに対する、被告A6については平成24年2月2日から、被告A7については同年1月30日から、被告A8については同月29日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 主文第1項と同旨。

6(1) 被告A6、被告A7及び被告A8は、会社原告に対し、連帯して、10億円及びこれに対する、被告A6については平成24年2月2日から、被告A7については同年1月30日から、被告A8については同月29日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被告A6、被告A7、被告A8及び被告A9は、会社原告に対し、連帯して、1億円及びこれに対する、被告A6については平成24年2月2日から、被告A7については同年1月30日から、被告A8については同月29日から、被告A9については同月28日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

- 7(1) 被告A 2は、会社原告に対し、被告A 5、被告A 6、被告A 7、被告A 8及び被告A 9と連帯して、5 0 0 0万円及びこれに対する平成2 6年7月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (2) 被告A 3及び被告A 4は、それぞれ、会社原告に対し、被告A 5、被告A 6、被告A 7、被告A 8及び被告A 9と連帯して、2 5 0 0万円及びこれに対する平成2 6年7月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 被告A 5、被告A 6、被告A 7、被告A 8及び被告A 9は、会社原告に対し、連帯して、1億円及びこれに対する、被告A 5、被告A 6及び被告A 8については平成2 6年7月2日から、被告A 7については同月4日から、被告A 9については同月3日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、5 0 0 0万円及びこれに対する同月2日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A 2と連帯して、2 5 0 0万円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A 3及び被告A 4とそれぞれ連帯して）を支払え。

第2 第2事件

- 1 被告A 1 0、被告A 1 1、被告A 1 2、被告A 1 3、被告A 1 4、被告A 1 5、被告A 1 6、被告A 1 7、被告A 1 8及び被告A 1 9は、会社原告に対し、連帯して、1 7億1 9 4 4万9 5 5 5円及びこれに対する平成2 4年2月4日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告A 1 0、被告A 1 1、被告A 1 2、被告A 1 3、被告A 1 4、被告A 1 5、被告A 1 6、被告A 1 7、被告A 1 8及び被告A 1 9は、会社原告に対し、連帯して、1 2億7 3 4 8万6 9 0 0円及びこれに対する、被告A 1 0、被告A 1 1、被告A 1 2、被告A 1 3、被告A 1 4、被告A 1 5、被告A 1 6、被告A 1 7及び被告A 1 8については平成2 6年7月1 0日から、被告A 1 9については同月1 6日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第3 第4事件

1(1)ア 被告A 2は、会社原告に対し、被告A 5及び被告A 6と連帯して、1 4億6 8 5 1万1 5 2 8円及びこれに対する平成2 4年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被告A 3及び被告A 4は、それぞれ、会社原告に対し、被告A 5及び被告A 6と連帯して、7億3 4 2 5万5 7 6 4円及びこれに対する平成2 4年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 被告A 5及び被告A 6は、会社原告に対し、連帯して、2 9億3 7 0 2万3 0 5 6円及びこれに対する平成2 4年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、1 4億6 8 5 1万1 5 2 8円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A 2と連帯して、7億3 4 2 5万5 7 6 4円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A 3及び被告A 4とそれぞれ連帯して）を支払え。

(2)ア 被告A 2は、会社原告に対し、被告A 5、被告A 6及び被告A 7と連帯して、1 9億0 8 0 7万4 3 4 1円及びこれに対する平成2 4年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被告A 3及び被告A 4は、それぞれ、会社原告に対し、被告A 5、被告A 6及び被告A 7と連帯して、9億5 4 0 3万7 1 7 0円及びこれに対する平成2 4年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 被告A 5、被告A 6及び被告A 7は、会社原告に対し、連帯して、3 8億1 6 1 4万8 6 8 2円及びこれに対する平成2 4年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、1 9億0 8 0 7万4 3 4 1円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A 2と連帯して、9億5 4 0 3万7 1 7 0円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A 3及び被告A 4とそれぞれ連帯して）を支払え。

(3)ア 被告A 2は、会社原告に対し、被告A 5、被告A 6、被告A 7及び被告A 8

と連帯して、20億3683万4940円及びこれに対する平成24年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被告A3及び被告A4は、それぞれ、会社原告に対し、被告A5、被告A6、被告A7及び被告A8と連帯して、10億1841万7470円及びこれに対する平成24年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 被告A5、被告A6、被告A7及び被告A8は、会社原告に対し、連帯して、40億7366万9881円及びこれに対する平成24年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、20億3683万4940円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A2と連帯して、10億1841万7470円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A3及び被告A4とそれぞれ連帯して）を支払え。

2(1) 被告A2は、会社原告に対し、被告A5及び被告A6と連帯して、45億8011万円及びこれに対する平成24年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被告A3及び被告A4は、それぞれ、会社原告に対し、被告A5及び被告A6と連帯して、22億9005万5000円及びこれに対する平成24年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 被告A5及び被告A6は、会社原告に対し、連帯して、91億6022万円及びこれに対する平成24年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、45億8011万円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A2と連帯して、22億9005万5000円及びこれに対する同日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告A3及び被告A4とそれぞれ連帯して）を支払え。

3 被告A6、被告A7及び被告A8は、会社原告に対し、連帯して、22億0925万円及びこれに対する平成24年2月2日から支払済みまで年5分の割合によ

る金員を支払え。

4(1) 被告A6, 被告A7及び被告A8は, 会社原告に対し, 連帯して, 25億4400万円及びこれに対する平成24年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被告A6, 被告A7及び被告A8は, 会社原告に対し, 連帯して, 23億3517万0066円及びこれに対する平成24年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

5 被告A6, 被告A7, 被告A8及び被告A9は, 会社原告に対し, 連帯して, 10億円及びこれに対する平成24年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6(1) 被告A6, 被告A7及び被告A8は, 会社原告に対し, 連帯して, 546億8385万7848円及びこれに対する平成24年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被告A6, 被告A7, 被告A8及び被告A9は, 会社原告に対し, 連帯して, 39億9211万1088円及びこれに対する平成24年2月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

以上

ファンド等一覧

LGT Class Fund IT Ventures (以下「ITV」という。)
Central Forest Corp. (以下「CFC」という。)
Hillmore East (以下「Hillmore」という。)
Easterside Investments Limited (以下「Easterside」という。)
Twenty First Century Global Fixed Income Fund Ltd. (以下「21C」という。)
LGT Class Fund PS Global Investable Markets-O (以下「LGT-GIM」という。)
SG Bond Plus Fund (以下「SGボンド」という。)
G.C. New Vision Ventures L.P. (以下「GCNVV」という。)
Neo Strategic Venture Ltd. (以下「Neo」という。)
Quick Progress CO. LTD (以下「QP」という。)
TEAO Limited (以下「TEAO」という。)
Dynamic Dragon II SPC (以下「DD」という。)
Global Target SPC (以下「GT」という。)
GPA INVESTMENTS Ltd. (以下「GPAI」という。)
CREATIVE DRAGONS SPC (以下「CD」という。)
Genesis Partners (Asia) Ltd. (以下「GPA」という。)

課徴金納付命令の内訳

番号	虚偽記載に係る開示書類	課徴金額
1	第139期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	2873万円
2	第140期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書	1168万7777円
3	第140期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	2338万2222円
4	第141期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	421万6000円
5	第141期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	421万6000円
6	第141期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	421万6000円
7	第141期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	843万2000円
8	第142期事業年度第1四半期会計期間に係る四半期報告書	713万7624円
9	第142期事業年度第2四半期会計期間に係る四半期報告書	919万1979円
10	第142期事業年度第3四半期会計期間に係る四半期報告書	1039万0734円
11	第142期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	1869万9661円
12	第143期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	900万3712円
13	第143期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書	777万6129円
14	第143期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書	820万4054円
15	第143期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	1667万6102円
16	第144期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書	1986万円

被告A 2ら3名を除く被告らの役員在任期間等

- 1 承継前被告A 1
昭和51年1月30日～平成16年6月29日 取締役
昭和57年1月29日～平成13年6月28日 代表取締役
- 2 被告A 5
昭和60年1月30日～平成17年6月29日 取締役
平成3年6月27日～平成17年6月29日 代表取締役
- 3 被告A 6
平成5年6月29日～平成23年11月24日 取締役
平成13年6月28日～平成23年10月26日 代表取締役
- 4 被告A 7
平成15年6月27日～平成23年6月29日 取締役
平成23年6月29日～平成23年11月24日 監査役
- 5 被告A 8
平成18年6月29日～平成23年11月24日 取締役
- 6 被告A 9
平成23年6月29日～平成23年12月7日 取締役
- 7 被告A 10
平成11年6月29日～平成13年6月28日 取締役
平成17年6月29日～平成24年4月20日 取締役
- 8 被告A 11
平成17年6月29日～平成24年4月20日 取締役
- 9 被告A 12
平成18年6月29日～平成24年4月20日 取締役
平成23年10月26日～平成24年4月20日 代表取締役

- 1 0 被告A 1 3
平成1 8年6月2 9日～平成2 4年4月2 0日 取締役
- 1 1 被告A 1 4
平成2 1年6月2 6日～平成2 4年4月2 0日 取締役
- 1 2 被告A 1 5
平成2 0年6月2 7日～平成2 4年4月2 0日 社外取締役
- 1 3 被告A 1 6
平成1 7年6月2 9日～平成2 4年4月2 0日 取締役
- 1 4 被告A 1 7
平成2 0年6月2 7日～平成2 4年4月2 0日 取締役
- 1 5 被告A 1 8
平成2 1年6月2 6日～平成2 4年4月2 0日 取締役
- 1 6 被告A 1 9
平成2 3年6月2 9日～平成2 4年4月2 0日 社外取締役

以上

別紙 1, 6 乃至 17 については省略